

5年用

折曲
厳禁

注音

氏名(左詰めで記入)

用紙の大きさはA 4

五 申請書（年貢利益の記述）は旅券の交付を受けた場合等では、旅券法（五年償利目的は七年）以下の懲役、三百万円（營利目的は五百万円）以下の罰金、及び刑法によつて処罰されます。

七 六 この申請書に記入した氏名の表記は、外務大臣又は領事官が特に必要と認める場合を除き変更することができません。

七 七 記載の個人情報は、旅券事務の適正な執行の確保、不正取得の防止等防犯券事務の維持、適正な警務及び邦人援護並びにその他必要に応じ国際協力のために利用します。



都道府県	係外
------	----

(裏面)

出発予定日 令和 年 月 日		※主要渡航先での滞在期間		☐ 3ヶ月未満 ☐ 3ヶ月以上	
※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に✓印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。					
① ☐ 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合			② ☐ 旅券の二重発給を受けようとする場合		
渡航目的（具体的に） ②の場合は、二重発給が必要な理由も記入					
今回の渡航先（渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください）					
国名			コード		
旅券面の氏名表記（申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください（姓と名のどちらか一方の場合もあります）。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。）（別名併記の記入例：GAIMU(TANAKA)）					
(姓)					
最大31字まで（別名を含む）					
(名)					
最大31字まで（別名を含む）					
注：旅券面への表記可能な字数は姓・名・スペース合わせて37文字（別名併記を除く）までです。記号（、・～など）や、数字（ⅡⅢなど）等は記入できません。但し、別名併記の（ ）は記入可。					
外務大臣 殿 在 大使 総領事 殿			令和 年 月 日		
法定代理人（親権者、後見人など）署名			(過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。) (申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かき書体で行ってください（署名が困難な場合を除く）。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)		
本人確認欄		(1点でよい書類) ☐ 日本国旅券 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 船員手帳 ☐ 海技免状 ☐ 猟銃等所持許可証		(2点必要な書類) 以下資格確認書 ☐ 国民健康保険 ☐ 健康保険 ☐ 船員保険 ☐ 後期高齢者医療 ☐ 国家公務員共済組合・地方公務員共済組合 ・私立学校教職員共済制度 その他 ☐ 介護保険証 ☐ 年金証書等 ☐ 印鑑登録証明書及び実印 ☐ その他写真付きの身分証明書 ☐ 一時帰国者	
官公庁記載欄		☐ 本人 ☐ 代理 ☒ 非ヘボン ☐ 姓 ☐ 名 ☐ 別名併記 ☒ 長音表記 疎明資料名 () 理由 ()			

申請に必要な書類等（有効な旅券を返納して申請する場合は、一部省略できる書類があります。また、現住所以外の自治体で申請される方は、住民票の写しが必要な場合があります）
一、戸籍謄本 一通（提出の日前6月以内に作成されたもの）
二、写真 一葉
三、本人確認のための書類（運転免許証等の場合は一点、健康保険証等の場合は二点、有効な原本に限る）
四、その他特に必要とされる書類
五、前回発給を受けた旅券

(令和七年五月改正)

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

申請者記入	私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。
	令和 年 月 日
	引受人氏名 申請者との関係
引受人記入	引受人住所
	私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの（又は適正な記名）であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。
	令和 年 月 日 連絡先電話番号 () 生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
注意事項	1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示（出）してください。 2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

点線より上の欄は申請者本人が記入してください。

(令和五年三月改正)

(別記第4号様式)

この欄も忘れずに記入してください。

申請者以外の方が申請書類等を提出する場合には、この様式も忘れずに記入してください。